

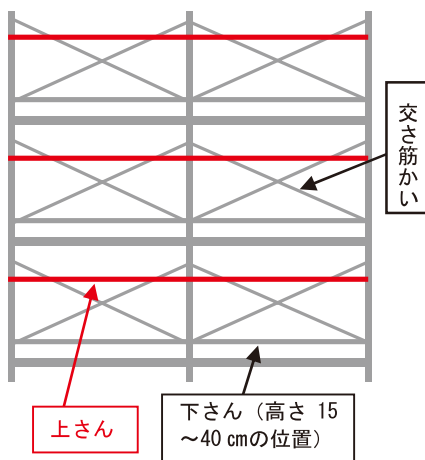
## 足場等からの墜落防止対策を進めるための留意事項

足場等からの墜落等による労働災害を防止するため、改正規則の履行を確実に行うことに加え、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいて足場の組立・解体を行うとともに、次の点に留意することが望まれます。

### 1 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

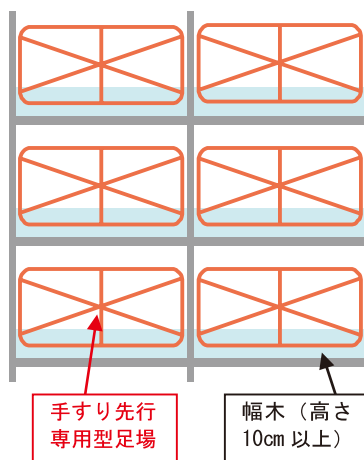
- ① わく組足場にあっては、次のような措置を講じること。
  - a 交さ筋かい及び下さん等に加え上さんを設置すること。
  - b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する手すり先行専用型足場を設置すること。
- ② わく組足場以外の足場にあっては、次のような措置を講じること。
  - 手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。
- ③ 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅を原則同じものとする等、すき間をつくらないように床材を設置すること。

① a の措置を講じた場合の施工例

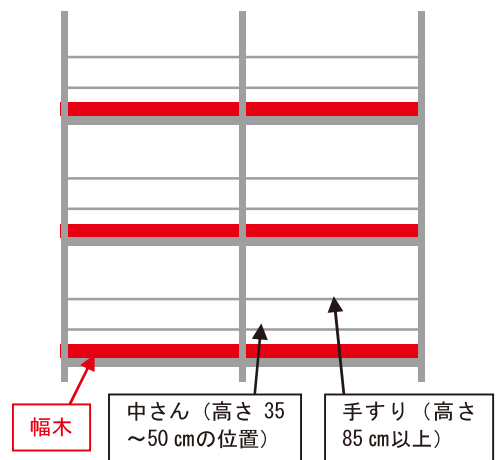


※ 上の図に加え物体の落下防止措置も必要

① b の措置を講じた場合の施工例

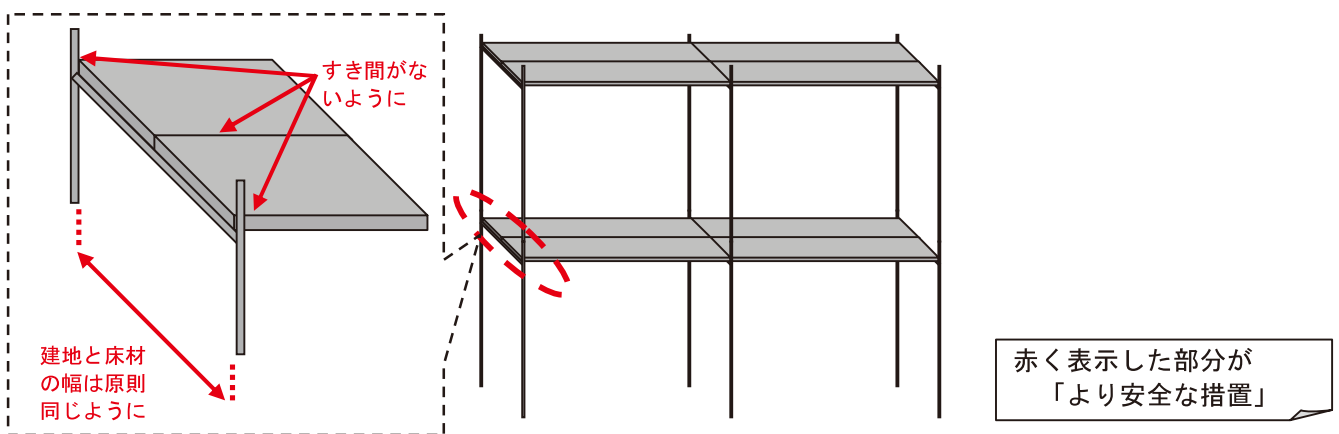


② の措置を講じた場合の施工例



※ 幅木を 10 cm 以上とした場合、物体の落下防止措置としても有効

③ の措置を講じた場合の施工例



赤く表示した部分が「より安全な措置」

### 2 足場等の安全点検の確実な実施について

- ① 足場等の点検に当たっては、次ページに示すように足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。
- ② 足場等の組立て・変更時等の点検については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。
- ③ 作業開始前の点検は職長等その足場を使用する労働者の責任者から指名すること。